

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月19日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 大 高 広 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月 3日から 令和 7年10月10日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年10月15日 午前10時00分 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年11月 4日 午後 1時00分 秋田地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 7年10月16日 午前 8時30分から 令和 7年10月16日 午後 5時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
4, 5	769,000 615,200	一括	153,800	23,600	非課税
4	566,000				
5	203,000				
				</	

物 件 目 録

4 所 在 男鹿市船川港女川字鶴ノ崎
地 番 1 5 4 番 3
地 目 宅地
地 積 2 7 8 . 3 8 平方メートル

5 所 在 男鹿市船川港女川字鶴ノ崎 1 5 4 番地 3、1 5 4 番地 5

家屋 番号 1 5 4 番 3

種 類 居宅・店舗

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 6 1 . 4 8 平方メートル
2 階 3 8 . 0 9 平方メートル

(現況)

種 類 居宅・倉庫

床 面 積 1 階 約 1 4 6 . 5 8 平方メートル
2 階 3 8 . 0 9 平方メートル

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

- ※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
- ※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

- ※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
- ※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

- ※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）

秋田地方裁判所執行官室 ☎ 018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 7年 8月 7日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 大 高 広 子

1 不動産の表示

【物件番号4, 5】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号4, 5】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号5】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも登載されています。)

物 件 目 録

4 所 在 男鹿市船川港女川字鵜ノ崎
 地 番 154 番 3
 地 目 宅地
 地 積 278.38 平方メートル

所有者 有限会社船木電気工業

5 所 在 男鹿市船川港女川字鵜ノ崎 154 番地 3、154 番地 5

家屋 番号 154 番 3

種 類 居宅・店舗

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 161.48 平方メートル
 2 階 38.09 平方メートル

(現況)

種 類 居宅・倉庫

床 面 積 1 階 約 146.58 平方メートル
 2 階 38.09 平方メートル

所有者 A

令和 7年(ケ)第 10号
令和 7年 4月28日受理
令和 7年 6月 9日提出

現況調査報告書

(物件4、5)

秋田地方裁判所

執行官 関 知 満

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

4 所 在 男鹿市船川港女川字鵜ノ崎
地 番 1 5 4 番 3
地 目 宅地
地 積 2 7 8 . 3 8 平方メートル

所有者 有限会社船木電気工業

5 所 在 男鹿市船川港女川字鵜ノ崎 1 5 4 番地 3、1 5 4 番
地 5
家 屋 番 号 1 5 4 番 3
種 類 居宅・店舗
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 1 6 1 . 4 8 平方メートル
2 階 3 8 . 0 9 平方メートル

所有者 A

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件4		
現況地目	☒ 宅地(物件4) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 建物配置図のとおり		
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件5		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積:1階約146.58平方メートル、(2階は公簿どおり)		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅・倉庫 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	物件5の所在は「男鹿市船川港女川字鶴ノ崎154番地3」である。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 建物配置図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件4 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A氏	
占有状況		☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A氏(占有者) ☐ ()の陳述/□提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		昭和52年 5月 1日 (A氏が物件5の贈与を受けた日)	
最初の	契約日	年 月 日	
契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (□敷金 円 □保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A氏 (物件5の所有者)	1 以前、この建物を私が経営する電気工事店として使用していましたが、店舗兼居宅を平成2年に女川字堂ノ前に移転しました。そのため、この建物には誰も住んでおらず、電気工事店で使っていた物などを置くための倉庫として利用しています。 2 建物の南側にあるシャッターは、鍵が見当たらないので開けることができません。ここには不要な物を置いています。 3 会社（船木電気工業）が所有する土地の上に、私が所有する建物がありますが、地代の取り決めはありませんでした。

(執行官の意見用)

執行官の意見
1 本件物件の状況は、建物配置図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。 2 物件5の建物は、固定資産公課証明書によると昭和28年に新築され、その後何度か増改築がなされたものと思われるが、建物の内外とも損傷が多く著しく老朽化している。 3 建物内には、電気工事に関連する大量の目的外動産が置かれている。これらの物を今後使用する見込みはなく、建物全体に放置されている状態である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 5月12日 (月) 13:15 - 13:20	秋田地方法務局	近隣土地の登記事項要約書及び物件4の西隣部分の公図を公用で取得
7年 5月15日 (木) 11:50 - 11:55	物件所在地	占有調査、外観写真撮影
7年 5月22日 (木) 13:50 - 14:20	物件所在地	立入調査、A氏 (物件5の所有者) から聴取、写真撮影
7年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

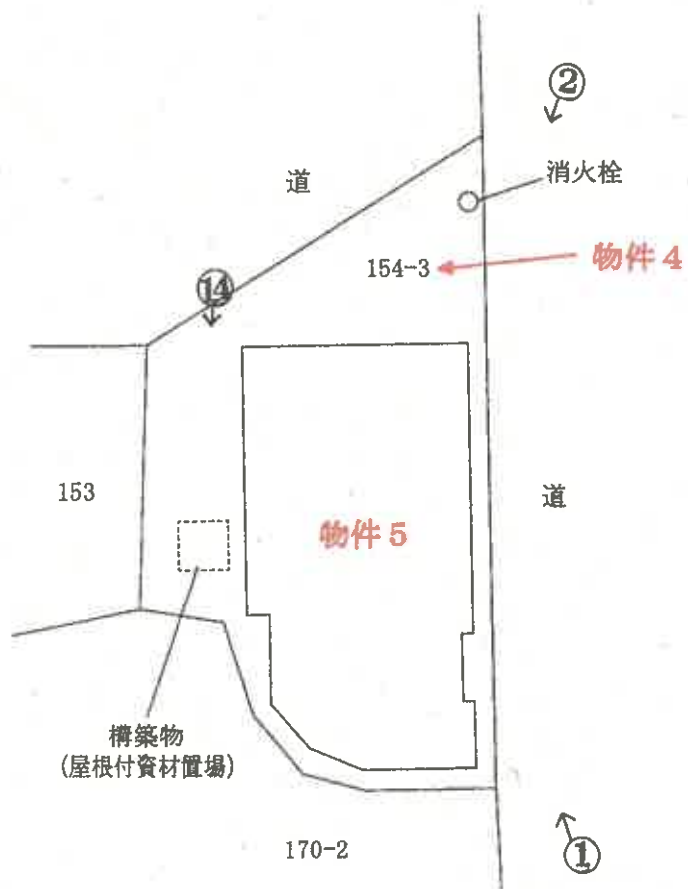
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

建物配置図

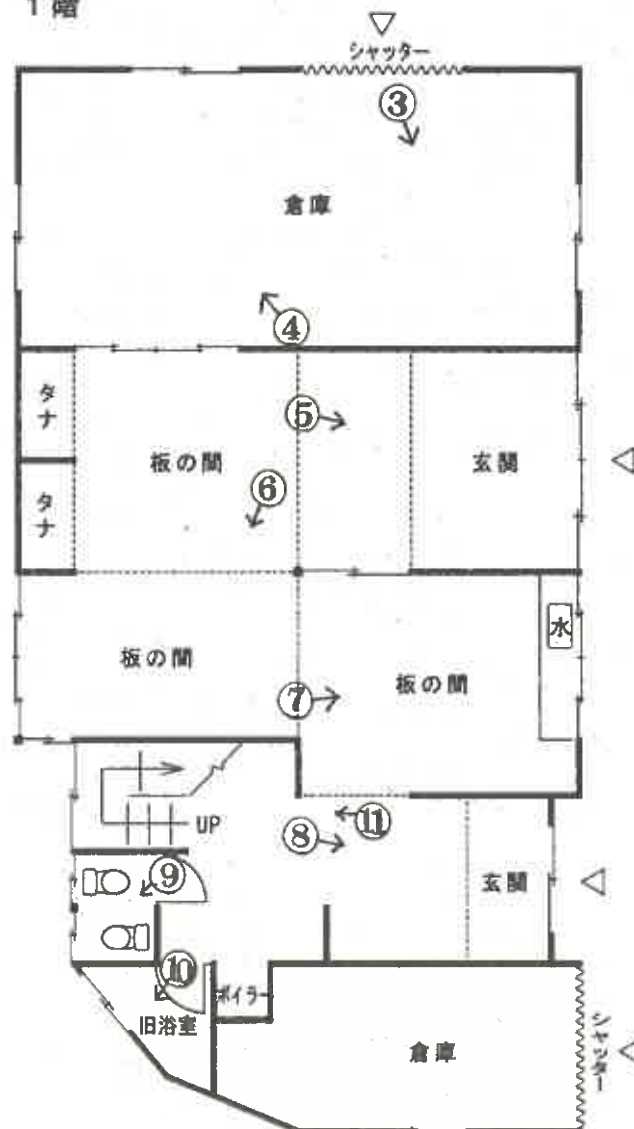


○→写真撮影位置・方向

2 階



1 階



○→写真撮影位置・方向

①



物件5

②



物件4

消火栓

③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



構造物
(資材置場)

令和 7 年（ケ）第 10 号
令和 7 年 5 月 22 日 現地調査
令和 7 年 6 月 11 日 評 価



秋田地方裁判所民事第 2 部 御中

評 価 書

(物件 4 ・ 5)

評価人 不動産鑑定士

平 野 太 郎

第1 評価額

一 括 価 格	
金 7 6 9 , 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 4 （土地）	金 5 6 6 , 0 0 0 円
物件 5 （建物）	金 2 0 3 , 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件4、5の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件4の内訳価格は物件5のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件5の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
4	所在地 地目 地積	男鹿市船川港女川字鵜ノ崎 154番3 宅地 278.38㎡	同左
5	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	男鹿市船川港女川字鵜ノ崎 154番地3、154番地5 154番3 居宅・店舗 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階161.48㎡ 2階 38.09㎡ 延199.57㎡	所在：男鹿市船川港女川字 鵜ノ崎154番地3 種類：居宅・倉庫 床面積(概測)： 1階約146.58㎡ 2階 38.09㎡ 延184.67㎡ そのほかについては同左
番号	特記事項		
4、5	・物件4（土地）は物件5（建物）の敷地として利用されている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件4）

位 置 ・ 交 通	J R 男鹿線「男鹿」駅の南西方・道路距離約4.5 km 最寄りバス停「坂の下」の西方・道路距離約350 m（徒歩約4分）（別添「所在位置略図」参照）	
付 近 の 状 況	一般住宅の建ち並ぶ旧来からの住宅地域で、背後には山林もみられる。地域内に格別の変動要因はないことから、当面は現状を維持すると予測する。生活上の便益施設等への接近性は以下のとおりである。 船川第一小学校・・・約5 km 男鹿南中学校・・・約3 km 男鹿みなと市民病院・・・約4.6 km ドジャース男鹿店・・・約3.8 km 女川簡易郵便局・・・約270 m 男鹿市役所・・・約4.6 km （いずれも道路距離） 道路は幅員5 mの舗装市道が標準である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない 一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引き都市計画区域 無指定 70 % 200 % — 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	東側約26.4 mが幅員約5 mの舗装市道に概ね等高に接面し、北側約16 mが幅員約2.5 mの舗装市道に等高乃至1 m程度低く接面する、規模278.38 m ² の不整形の角地。地勢は概ね平坦。	
接面道路の状況	東側：幅員約5 mの舗装市道 （建築基準法42条1項1号） 北側：幅員約2.5 mの舗装市道 （建築基準法42条2項）	
土地の利用状況等	物件4は物件5の敷地として利用されており、物件5の物件4に対する土地利用権に法定地上権は成立せず、その利用権原は使用借権と判断した。 隣接地は一般住宅となっている。	

供給処理施設 (宅地内引込)	上水道：あり（接面道路公設管より引込） ガス配管：あり（建物への接続：なし） 下水道：なし（接面道路公設管：なし）
特記事項	・男鹿市のハザードマップで津波浸水想定区域（2.0m～5.0m未満）に該当している。 ・男鹿市建設課で確認したところ、北側市道（鵜ノ崎5号線）は、建築基準法42条2項道路に該当している、とのことであった。14条地図上で中心振り分けでのセットバック（道路後退）を計測すると3％程度のセットバック部分を含んでいることとなる。 ・北側市道は簡易な舗装であり、舗装面が剥がれている部分が多い。 ・北東端部に消火栓が設置されている。 ・男鹿市企業局ガス上下水道課で確認したところ、地域一帯に下水道は整備されているが、物件4の前面には埋設されていなかった。 ・西側背後は山地である。下記の土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）に指定されている。 自然現象：急傾斜地の崩壊 区 域：土砂災害警戒区域 箇所番号：I－534 箇所名：女川 範 囲：全域 ・土壌汚染の有無は調査機関による汚染調査を行わなければ確定できないが、土壌汚染が懸念される事実は確認されなかった。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。

2 建物の概況及び利用状況（物件５）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：不 詳 経済的残存耐用年数：到来している
仕 様	構 造：木造２階建 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング、吹付け塗装、ポリカーボネートほか 内 壁：合板、塗り壁、アラワシほか 天 井：合板、アラワシほか 床：畳、合板、コンクリート金ゴテ仕上ほか 設 備：電気設備ほか その他：特になし
床面積（現況）	概測 延 1 8 4 . 6 7 m ²
現況用途等	現況用途：居宅・倉庫 間 取 り：添付建物間取図のとおり。
品 等	下 位
保守管理の状態	相当老朽化した建物であり、形式の旧式化、機能的陳腐化が認められる。登記上、居宅・店舗であるが、現在は居宅仕様が残るほか、主として倉庫として利用されている。建物内外ともに損傷が多く、大量の動産類が放置され、保守管理の状態は相当劣る。
建物の利用状況	建物所有者が居宅（空き家）・倉庫として占有している。
特 記 事 項	・都市ガスと下水道は建物に接続されていない。 ・固定資産課税台帳による課税時期は昭和２８年であり、その後、数次の増減改築がされたと推測される。 登記上は、昭和４８年１０月５日一部取毀、昭和４８年１１月７日変更、増築、昭和５２年７月１５日変更、一部取毀、増築と記載がある。 ・南側シャッターを開閉することができなかった。倉庫と推測される。 ・構築物として屋根付資材置場が設置されている。 ・建築時期等から、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件4）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
4	4,220	0.85	278.38	1.00	999,000

(千円未満四捨五入)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

標準画地は幅員5m舗装市道に接面する地積250㎡程度の長方形地

地価公示 男鹿ー1

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 5,900 \text{ 円/㎡} & \times 99.5/100 & \times 100/100 & \times 100/139 & = & 4,220 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：特になし

◇地 域 格 差：街路条件(幅員) + 1%

交通接近条件(駅への接近性) + 8%

環境条件(住環境) + 30%

行政的条件(公法上の規制) - 2%

$$100/101 \times 100/108 \times 100/130 \times 100/98 = 100/139$$

イ 個 別 格 差：画地条件(方位) + 2%

画地条件(形状) - 5%

画地条件(セットバック) - 3%

画地条件(背後地の状態) - 10%

$$1.02 \times 0.95 \times 0.97 \times 0.90 = 0.85$$

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格 (物件 5)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
5	120,000	184.67	0.01	222,000

(千円未満四捨五入)

イ 現況延床面積：概測数量

ウ 現 価 率：経済的残存耐用年数は到来しているため、現価率の査定に当たっては、建物の実情を考慮し、備忘率として1%と査定。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については、土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
4	999,000	1.00	0.10	使用借権	100,000

(千円未満四捨五入)

イ 土地利用権の及ぶ範囲：物件4全体に物件5の土地利用権が及ぶものと判断した。

ウ 土地利用権等割合：物件4に対する土地利用権を使用借権と判定し、その権利割合を10%と査定。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
4	999,000	-100,000		0.90	0.70	566,000
5	222,000	+100,000	1.00	0.90	0.70	203,000
一括価格(合計)						769,000

(千円未満四捨五入)

ウ 占有減価修正：特にない

エ 市場性修正：相当老朽化した居宅・倉庫及びその敷地であり、周囲の状況から市場参加者が限定的となることから、市場性修正として10%減価。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（男鹿－1）

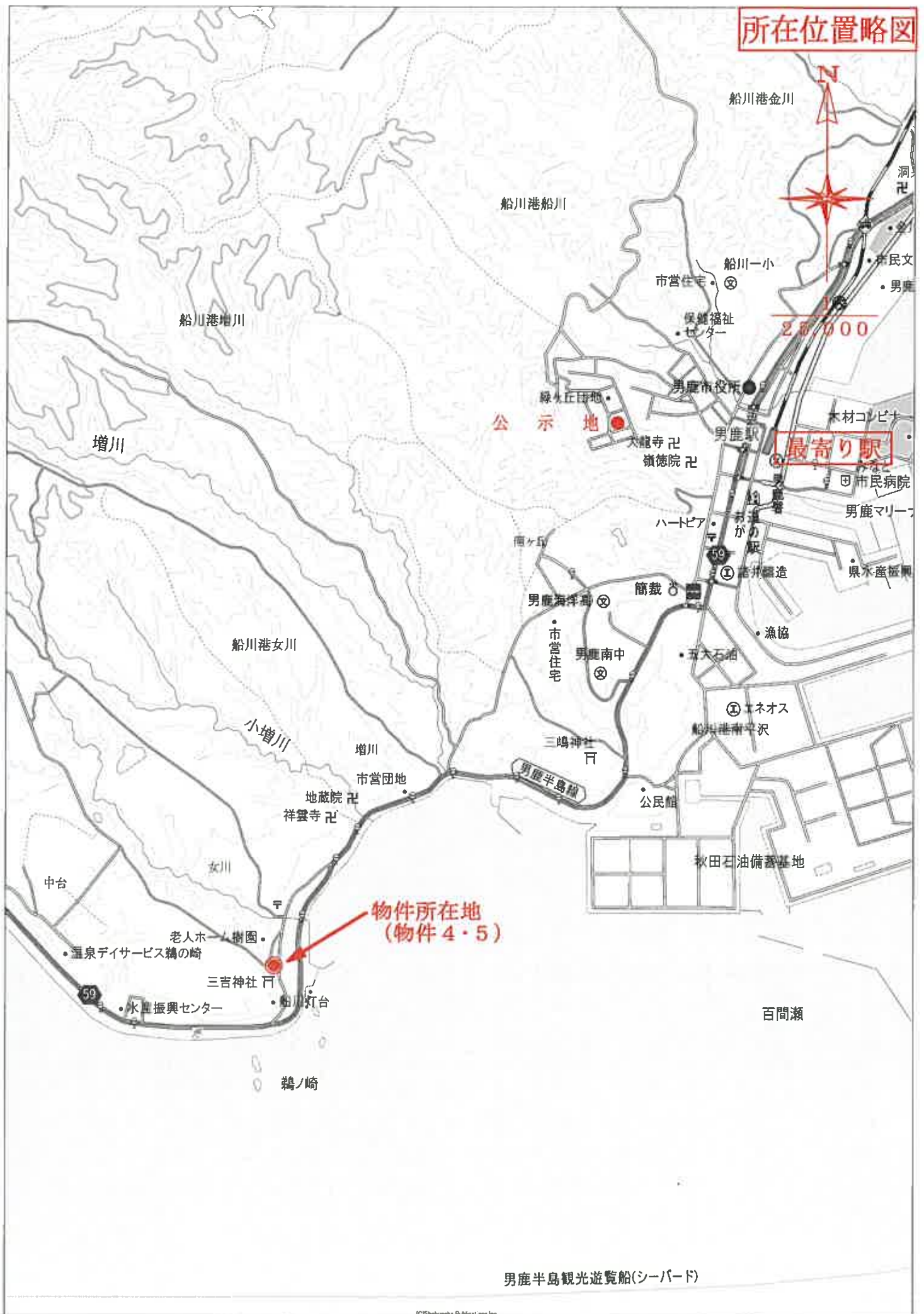
所 在：男鹿市船川港船川字鳥屋場1番280
価 格：5,900円／㎡
位 置：JR男鹿線「男鹿」駅から道路距離で約1.4km
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：264㎡
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 道 路：北西側が幅員約6m舗装市道に接面
用 途 指 定 等：非線引き都市計画区域、第1種低層住居専用地域
指定建蔽率50%、指定容積率80%
地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

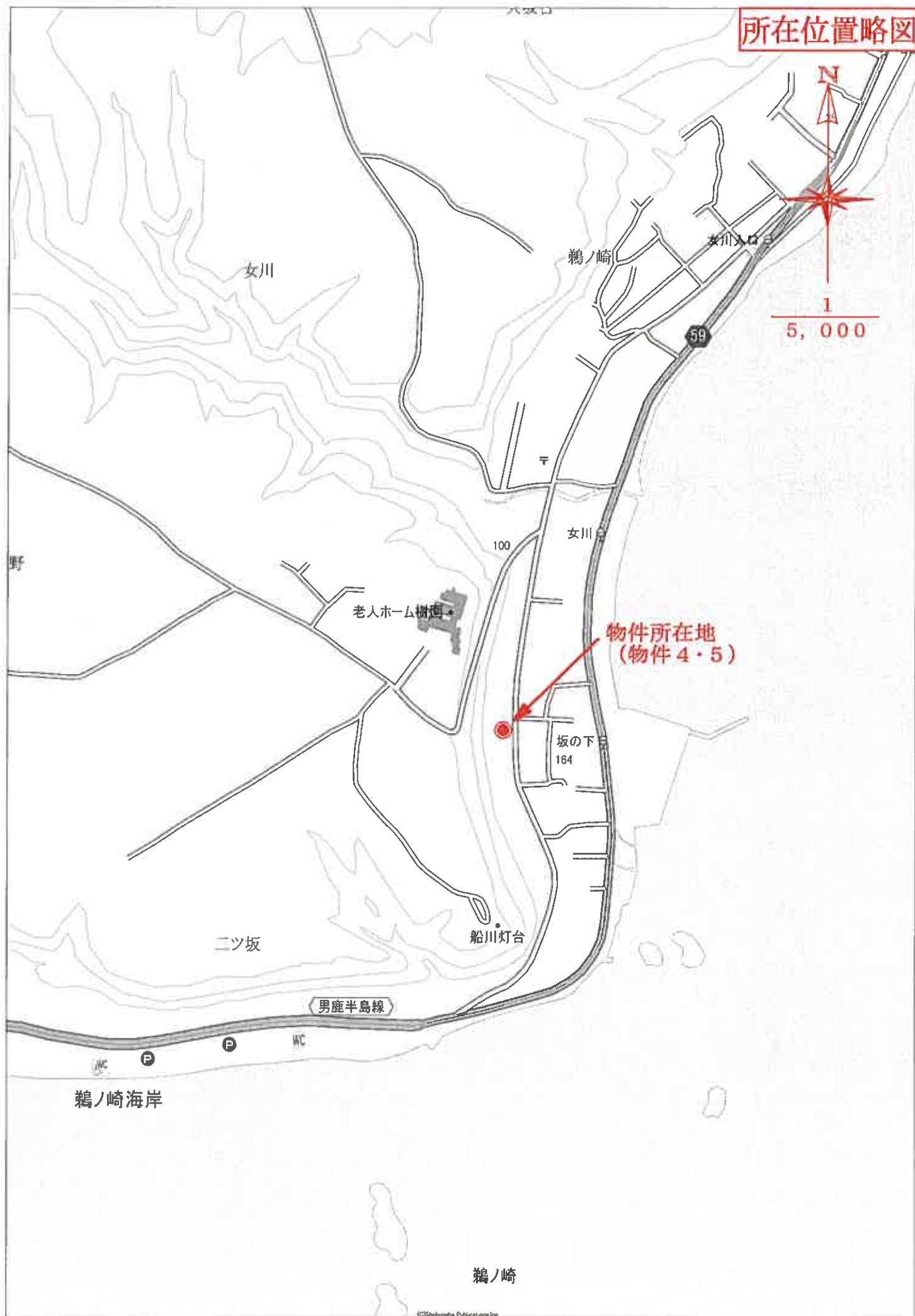
- 1 受命物件の所在位置略図
- 2 地図（不動産登記法第14条第1項）写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 建物配置図
- 5 建物間取図

以 上

所在位置略图



所在位置略図



座標値種別：測量



(座標値種別：測量成果)

国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月28日 秋田地方方法務局

秋田地方保健局

建設物の所在
墨田区船場三丁目五番一、奇 154-35
154-35

物件5

昭和52年7月21日

申請人

$$\begin{array}{r} 3.46 \times 2.73 = 9.548 \\ 10.92 \times 9.10 = 99.372 \\ 8.19 \times 0.91 = 7.4529 \\ 7.74 \times 2.73 = 21.1302 \\ 8.19 \times 1.82 = 14.9058 \\ \frac{6.67 \times 4.45 \times 0.91}{7} = 3.1051 \end{array}$$

永初曆 161.48^{mo}
161.4886

$$\begin{array}{r} 1.82 \times 2.73 = 4.9686 \\ 2.28 \times 4.65 = 10.602 \\ \hline 15.5706 \end{array}$$

高研杯 38.09m²

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

「本図面は原本のA3版をA4版に縮小コピーしたものである。」

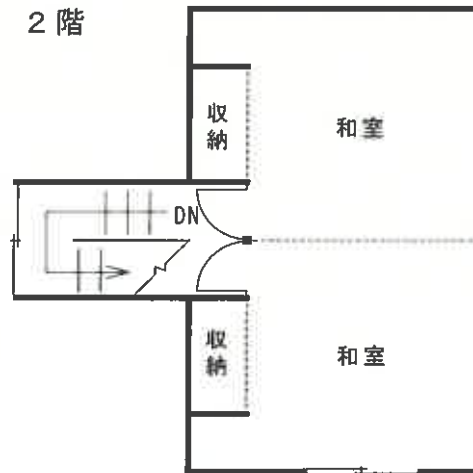
縮尺

Feb 2, 22

建物配置図



2 階



1 階

